

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
 - 鉱区税に係る課税地として指定した件の一部を改正する件 一六〇
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一六一
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件十件 一六二
 - 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 一六三
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 一六四
 - 県営土地改良事業計画を定めた件 一六五
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 一六六
 - 森林病害虫防除法による駆除命令に係る事項を定めた件 一六七
 - 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 一六八
 - 道路の区域を変更する件四件 一六九
 - 道路の供用を開始する件二件 一七〇
 - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 一七一
 - 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件六件 一七二
 - 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件十件 一七三
- 公告
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 一七四
 - 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 一七五
- 福島県議会
 - 福島県議会が取り扱う個人情報保護等に関する規程の一部を改正する規程 一七六
- 福島県収入委員会
 - 福島県収入委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規程 一七八

改正する規則
正 誤

○平成十六年三月三十日付け号外第三十四号中

一八
一八

告 示

福島県告示第八十七号

鉱区税に係る課税地として指定した件（昭和五十七年福島県告示第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

本文中「磐城沖石油開発株式会社」を「国際石油開発帝石株式会社」に、「昭和五十六年度分」を「平成二十七年度分」に改める。

（税 務 課）

福島県告示第八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年三月二十七日から同年七月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
 - (変更前) (一) 株式会社日和田ショッピングモール
 代表取締役 村山 悦朗
 - (二) イオンリテール株式会社
 代表取締役 梅本 和典
 - (変更後) (一) 株式会社日和田ショッピングモール
 代表取締役 高橋 富士夫
 - (二) イオンリテール株式会社
 代表取締役 岡崎 双一
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) 別紙書面のとおり

(変更後)別紙書面のとおりに変更した年月日

1 (一) 平成二十七年三月十日

(二) 平成二十七年二月一日

2 別紙書面のとおりに

四 届出年月日

平成二十七年三月十六日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール
イオンリテール株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

福島県告示第百九十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム会津若松店 福島県会津若松市門田大字黒岩大坪二十一番地ほか

二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム郡山富田店 福島県郡山市富田町字上田向二十五番七号
 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び南相馬市経済部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム原町店 福島県南相馬市原町区大字北原字前谷地二百五十六番地ほか

二 法第八条第一項の規定により南相馬市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム大槻店 福島県郡山市中野一丁目三十四ほか
 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商

工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム白河モール店 福島県白河市転坂百三十九番二ほか
 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム方木田店 福島県福島市方木田字水持代五番一ほか
 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年三月二十七日から同年四月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 カインズホーム喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字鴨屋敷八番地二
 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
 意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項

の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
平成二十七年三月二十七日

一 農用地利用配分計画の概要

福島県知事 内堀雅雄

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所又は所在地		
佐藤 幹彦	福島市笹谷字塗谷地六三	福島市笹谷字白田三〇ほか一筆	
渡邊 次男	福島市大笹生字水口一七一	福島市笹谷字伏ノ内七三	
菅藤 正重	福島市笹谷字前谷地一八一三	福島市大笹生字中田三一―一	
株式会社 カトウファーム	福島市大笹生字横堀二二―一	福島市大笹生字赤田三四	
株式会社 フェリスラテ	福島市土船字新林二五―七	福島市土船字中林二六―八ほか二十九筆	
齋藤 道寿	伊達郡桑折町大字伊達崎字西柳ノ目七一	伊達郡桑折町大字伊達崎字中島一五―四	
小磯 友和	西白河郡矢吹町西長峰五二〇	西白河郡矢吹町西長峰六一四ほか一筆	
鈴木 誠治	石川郡石川町大字板橋字塩ノ沢一〇二	石川郡石川町大字板橋字南一五六―一ほか二十九筆	
岩下 清人	喜多方市熱塩加納町宮川字西岩尾二四九〇	喜多方市松山町鳥見山字松原四四ほか二筆	
白井 雅拓	喜多方市高郷町大田	喜多方市高郷町大田賀字宮下六三ほか	

佐藤 文博	喜多方市高郷町上郷字狸石丙三八六	喜多方市高郷町上郷字惣利四七一	三筆
農事組合法人 谷地生産組合	河沼郡会津坂下町大字三谷字谷地三四〇	河沼郡会津坂下町大字三谷字谷地三〇―一ほか八十二筆	
農業生産法人 南会津百笑一生株式会社	南会津郡南会津町田島字南下原五九―二	南会津郡南会津町田島字下櫃ケ島四一ほか一筆	
室井 一男	南会津郡南会津町福米沢字風下二二二―一	南会津郡南会津町静川字宮前六三ほか八筆	
星 功一	南会津郡南会津町上ノ原一二七	南会津郡南会津町上ノ原九二ほか八筆	
渡部 貞吉	南会津郡南会津町藤生字下川原二〇六―一	南会津郡南会津町川島字川島前五三―一	
室井 文一	南会津郡南会津町川島字川島平一八〇六	南会津郡南会津町川島字川島前五七―一	
室井 直樹	南会津郡南会津町川島字川島平一八〇二―一	南会津郡南会津町川島字下原道上一〇二三ほか一筆	
門馬 弘幸	相馬市立谷字杉下一一六	相馬市立谷字上立谷二四〇ほか四筆	
寺島 幸夫	相馬市坪田字高松五五	相馬市坪田字高松前一二〇ほか四筆	
荒 光正	相馬市立谷字下谷地一六〇	相馬市立谷字前田中二六ほか四筆	

唯野 恭良	相馬市立谷字中屋敷二六	相馬市立谷字前田中三四ほか四筆
岡田 昭一	相馬市坪田字高松二一二	相馬市坪田字高松前一一七ほか五筆
佐々木 泰弘	相馬市立谷字稲荷前一五二	相馬市立谷字上立谷二七〇―一ほか五筆
前川 正人	相馬市立谷字山王六一	相馬市立谷字東山王七ほか四筆
泉井 一雄	相馬市立谷字町畑九八	相馬市赤木字赤木三七五ほか一筆
三浦 哲雄	耶麻郡猪苗代町大字磐根字行津二〇六五	耶麻郡猪苗代町大字磐根字江ノ上二六一ほか三筆
渡部 陽一	耶麻郡猪苗代町大字磐根字行津二〇六四	耶麻郡猪苗代町大字磐根字宮北九一一ほか九筆
石田 英樹	耶麻郡猪苗代町大字磐根字行津二〇六一	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字下舟橋六二
穴澤 清和	耶麻郡猪苗代町大字長田字鶴田二三一	耶麻郡猪苗代町大字長田字家東一二ほか五筆
佐野 精	耶麻郡猪苗代町大字長田字西真行二四五〇	耶麻郡猪苗代町大字長田字飯台九ほか十一筆
星 拓	耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字新在家一四二四	耶麻郡猪苗代町大字磐根字家東七
鈴木 修一	耶麻郡猪苗代町字土町南五五五一	耶麻郡猪苗代町字江中一一六ほか十三筆
小林 文男	耶麻郡猪苗代町字祿	耶麻郡猪苗代町字磐南二六ほか十二筆

古川 正光	耶麻郡猪苗代町字祿次八六四	耶麻郡猪苗代町字磐南五二ほか四筆
有会社 津農援隊	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字壺下一二	耶麻郡猪苗代町大字壺楊字新山田四〇
本多 健一	耶麻郡猪苗代町大字八幡字小原一〇三一	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮三二六ほか三筆
佐藤 幸成	耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮四〇	耶麻郡猪苗代町大字八幡字内野東九ほか一筆
薄 榮一	耶麻郡猪苗代町大字金田字道南三一〇一六	耶麻郡猪苗代町大字金田字新前浜四一ほか六筆
関和 直	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲一〇三	耶麻郡猪苗代町大字金田字村南五〇
安部 嘉之	耶麻郡猪苗代町大字山瀉字山瀉二四六二	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一九七ほか二筆
渡部 政人	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲一二三	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東一ほか十筆
二瓶 芳雄	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲五三	耶麻郡猪苗代町大字金田字村南五八ほか二筆
伊藤 勲	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲八〇	耶麻郡猪苗代町大字金田字金曲東三四ほか十一筆
渡部 栄昭	耶麻郡猪苗代町大字関都字堂北四〇一四	耶麻郡猪苗代町大字関都字新都沢二六ほか七筆
株式会社 国際米流通セン	耶麻郡猪苗代町大字磐根字桜川一四一四	耶麻郡猪苗代町大字川桁字川北八ほか十一筆

ター	有 限 会 社 花 雅	耶麻郡猪苗代町大字川桁字元幸野一二	耶麻郡猪苗代町大字川桁字幸野一四〇 ほか二筆
	渡 部 貴 之	耶麻郡猪苗代町大字磐根字桜川一四二八	耶麻郡猪苗代町大字磐根字中西野五一 ほか十筆

二 認可年月日
平成二十七年三月二十七日

(農業担い手課)

福島県告示第百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、安積疏水土地改良区から平成二十七年三月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十日認可した。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第百二十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、踊池地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業(ため池整備工事))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年三月三十日から
同 年四月二十日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
中島村役場

(農村計画課)

福島県告示第百二十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、原町東地区に係る県営農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業(経営体育成

型))を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年三月三十日から
同 年四月二十日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
南相馬市役所

(農村計画課)

福島県告示第百二十三号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定による駆除命令に係る事項を次のとおり定めた。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 区域及び期間
1 区域 福島県一円
2 期間 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 二 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 三 行うべき措置の内容
一の1に掲げる区域に所在する松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。))並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動させることができないものとする。ただし、特別伐倒駆除(松くい虫が付着している松の樹木の伐倒及び破砕(破砕後の木片の厚さが六ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合)にあつては、十五ミリメートル)以下となるように破砕を行うものに限る。))又は当該樹木の伐倒及び焼却(炭化を含む。)を行う場合は、この限りでない。
- 四 命令をしようとする理由
県内一円の松林における本年度の松くい虫の被害の発生状況から見て、三の措置を行わなければ松くい虫が異常にまん延し、県内一円の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

(森林保全課)

福島県告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
白河市老久保山四の二、東三坂山一七の一、一七の四二
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - 一 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 二 主伐として伐採をすることができるとする立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 三 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)

福島県告示第二百五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野 郡山線	郡山市中田町下枝字館 二八四番二地先から 同 市中田町下枝字大 平五一一番四地先まで	変更前	変更後	A 一一・〇〇	三七五・〇
				B 一三・〇〇 四六・〇〇	三七五・〇 三六〇・〇

福島県告示第二百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道北山 会津若松 線	会津若松市河東町大字 福島字東面三一番地先 から 同 市河東町大字 岡田字方便一二番地 先まで	変更前	変更後	一〇・六〇 一八・二〇	六三七・〇
				一〇・〇〇 一三・五〇	六三七・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道熊の 目浜崎線	河沼郡湯川村大字勝常 字東五五番地先から 同 郡同 村大字勝常 字高水口九三五番地先	変更前	変更後	八・〇〇 一〇・〇〇	一一四・〇
				一〇・〇〇	一一四・〇

まで
一一・〇

(道路計画課)

福島県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道常磐 勿来線	いわき市植田町本町一 丁目七番九地先から 同 市錦町大島一四 一 番地先まで	変更前 変更後	二二・五 一〇七・〇 二二・五 一〇七・〇	一、〇五四・二 一、〇五四・二

(道路計画課)

福島県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道北山会津若松線	会津若松市河東町大字福島字東面 三 一 番 地 先 从 前 同 市河東町大字岡田字方便 一 一 二 番 地 先 从 前	平成二十七年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道熊の目浜崎線	河沼郡湯川村大字勝常字東五五番 地先から 同 郡同 村大字勝常字高水口九 三 五 番 地 先 从 前	平成二十七年三月二十七日

(道路計画課)

福島県告示第二百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区 域 名	区 域	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	区域の範囲
上川原沢	伊達郡桑折町大字南半田字上川 原	土石流	次の図のとおり
勝負沢	同 郡同 町大字南半田字内之 馬場	土石流	
内ノ馬場沢	同 郡同 町大字南半田字鍛冶 屋沢	土石流	
大手沢	同 郡同 町大字方正寺字坂町	土石流	

上三寄沢	宮内沢2号	宮内沢	不動川沢3号	不動川沢2号	不動川沢	石部沢	高坂沢2号	高坂沢	寺前沢	林坂2	引地作	3 熱海5丁目	地獄沢	湯ノ倉沢	竜ヶ作沢	大手沢
同 市大戸町上三寄字香塩	同 市大戸町宮内	同 市大戸町宮内	下 同 市一箕町大字八幡字坂	下 同 市一箕町大字八幡字坂	下 同 市一箕町大字八幡字坂	丸 同 市一箕町大字八幡字中	同 市湊町大字原字高坂	同 市湊町大字原字高坂	会津若松市湊町大字平瀉字寺前	同 郡石川町大字塩沢字林坂	石川郡浅川町大字大草字引地作	同 市熱海町熱海五丁目	同 市熱海町熱海五丁目	郡山市熱海町熱海四丁目	安達郡大玉村玉井字五里田	同 郡同 町大字万正寺字坂町
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

上平	3号 熱海五丁目	1号 熱海五丁目	熱海四丁目	宮北	源宗山	平石2号	平石1号	根岸	庫場	中道	滝ノ沢	上	カニ沢	宮沢2号	小谷西村沢	小谷原沢
ノ前 大沼郡昭和村大字下中津川字宮	同 市熱海町熱海五丁目	同 市熱海町熱海五丁目	郡山市熱海町熱海四丁目	同 郡同 町藤田字北	同 郡国見町山崎字北古館	同 郡同 町大字上郡字平石	同 郡同 町大字上郡字平石	同 郡同 町大字上郡字根岸	同 郡同 町字庫場	同 郡同 町大字万正寺字中道	同 郡同 町大字万正寺字滝ノ	伊達郡桑折町大字南半田字上	同 分一 市門田町大字御山字三	同 青木 市門田町大字黒岩字南	同 市大戸町小谷西村	同 市大戸町小谷原
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流

梅ヶ平2号	同	市常磐上湯長谷町森	急傾斜地の崩壊
高倉1号	同	市常磐湯本町高倉	急傾斜地の崩壊
高倉2号	同	市常磐湯本町高倉	急傾斜地の崩壊
天神	同	市常磐湯本町天神	急傾斜地の崩壊
天神1号	同	市常磐湯本町天神	急傾斜地の崩壊
天神2号	同	市常磐湯本町天神	急傾斜地の崩壊
天神3号	同	市常磐湯本町天神	急傾斜地の崩壊
彦惣白坂	同	市常磐湯本町彦惣白坂	急傾斜地の崩壊
竜ヶ沢1号	同	市常磐水野谷町竜ヶ沢	急傾斜地の崩壊
竜ヶ沢3号	同	市常磐水野谷町竜ヶ沢	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

福島県告示第二百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 榎葉町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 広野榎葉都市計画下水道事業（榎葉町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十一年九月十四日
- 四 事業施行期間（変更前） 平成十一年九月十四日から平成二十七年三月三十一日まで
- （変更後） 平成十一年九月十四日から平成二十八年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 矢吹町
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 県南都市計画下水道事業（矢吹町流域関連公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十三年十二月十五日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十三年十二月十五日から平成二十七年三月三十一日まで
- （変更後） 昭和五十三年十二月十五日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 須賀川市
- 二 都市計画法事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（須賀川市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十一年十二月十日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十一年十二月十日から平成二十七年三月三十一日まで
- （変更後） 昭和五十一年十二月十日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法

業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 鏡石町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（鏡石町公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十四年一月二十六日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十四年一月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで
（変更後） 昭和五十四年一月二十六日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

（下水道課）

福島県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（郡山市流域関連公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和五十二年七月二十二日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和五十二年七月二十二日から平成二十七年三月三十一日まで
（変更後） 昭和五十二年七月二十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十三年福島県告示第二百四十二号）の事業地のうち郡山市横塚三丁目の一部の区域を変更する。
使用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十三年福島県告示第二百四十二号）の事業地に郡山市富久山町福原字東苗内の一部を加える。

（下水道課）

福島県告示第二百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 県中都市計画下水道事業（郡山市公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 昭和三十三年四月一日
- 四 事業施行期間（変更前） 昭和三十三年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
（変更後） 昭和三十三年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の変更を認可した件（平成二十三年福島県告示第二百四十七号）の事業地のうち郡山市横塚三丁目の一部の区域を変更する。

（下水道課）

福島県告示第二百十八号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称	住所	指定の有効期間	売りさばき所の名称及び所在地
福内 一浩	郡山市清水台一丁目四番一、二号	平成二十七年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで	福内合名会社 郡山市清水台一丁目四番一、二号
有限会社鈴木酒店	郡山市細沼町九番一、二号	同	リカーハウスすぎり 郡山市細沼町九番一、二号
株式会社南部自動車学校	須賀川市西川字池ノ上五一番地の五	同	株式会社南部自動車学校 須賀川市西川字池ノ上五一番地の五
福島県猟友会	田村郡三春町大字	同	本田銃砲店 田村郡三春町大字平沢字河原二八の二番地
田村支部 支部長 本田 政吉	平沢字河原二八の二番地	同	

（出納総務課）

福島県告示第二百十九号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、

福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十二日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島県猟友会 南会津郡南会津町 平成二十七年四月一日から
南会津支部 田島字谷地甲三四 平成二十七年三月三十一日まで
支部長 小 椋 番地 支部
南会津郡南会津町田
島字谷地甲三四番地
(出納総務課)

福島県告示第二百二十号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十三日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

企業組合おく 大沼郡金山町大字 平成二十七年四月一日から
愛ズ 玉梨字横井戸二七 平成二十七年三月三十一日まで
八六番地の一 地
大沼郡金山町大字川
口字森ノ上四七三番
地

有限会社社本 喜多方市字三丁目 同
屋 四七九一番地 同
松本屋文房具店
喜多方市字三丁目四
七九一番地
有限会社社会津銃砲火
薬店

有限会社社会津 会津若松市大町二 同
銃砲火薬店 丁目七番五号
会津若松市大町二丁
目七番五号

南相馬地区交 南相馬市原町区高 同
通安全協会 見町一丁目二六二
協会
南相馬地区交通安全
協会

会長 渡邊 番地
南相馬市原町区高見
町一丁目二六二番地
(出納総務課)

福島県告示第二百二十一号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十七日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

株式会社シ 郡山市朝日一丁目 平成二十七年四月一日から
ティー・マー ト 二三番七号 平成二十七年三月三十一日まで
郡山市朝日一丁目二
三番地七号(郡山市
役所内)

福島県猟友会 須賀川市和田字弥 同
須賀川支部 六内一三五番地二
支部長 梅津 三
梅津銃砲火薬店
須賀川市旭町六番地
三
(出納総務課)

福島県告示第二百二十二号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十八日次のとおり指定した。
平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
福島県知事 内 堀 雅 雄
売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社大泉 いわき市遠野町上 平成二十七年四月一日から
商店 遠野字本町五三番 平成二十七年三月三十一日まで
いわき市遠野町上遠
野字本町五三番地
吉井行政書士事務所
いわき市字五丁目一
〇番地
有限会社社勿来銃砲火
薬店

吉井 洋意 いわき市平中山字 同
宮下一番地の七一
有限会社社平銃砲火
薬店

関根 昭蔵 いわき市勿来町窪 同
田町通四丁目九一
番地
有限会社社平銃砲火
薬店

合資会社平銃 いわき市平字一町 同
砲火薬店 目八番地
合資会社平銃砲火薬
店

株式会社タイ いわき市平塩字古 同
ヘイドライブバー 川一番地の一
株式会社タイヘイド
ライバースクール
いわき市平塩字古川
ズスクール

有限会社コミュ
ニティストアー
スポーツ
いわき市平沼の内
諏訪原一丁目二三
番地の八

一番地の一
モンペリスポット
いわき市平沼ノ内諏
訪原一丁目二三番地
の八
(出納総務課)

福島県告示第百二十三号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月十九日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称
及び所在地

有限会社大竹
銃砲店
郡山市本町二丁目
二二番一二号
平成二十七年四月一日から
平成二十三年三月三十一日まで

有限会社大竹銃砲店
郡山市本町二丁目二
二番一二号

株式会社須賀
川ドライブ
グスクール
岩瀬郡鏡石町蒲之
沢町三八二番地
同

株式会社須賀川ドラ
イビングスクール
岩瀬郡鏡石町蒲之沢
町三八二番地

有限会社手島
西白河郡矢吹町中
町二七八番地
同

亀屋呉服店
西白河郡矢吹町中町
二七八番地

有限会社鈴木
銃砲火薬店
東白川郡棚倉町大
字関口字豊郷一二
五番地
同

有限会社鈴木銃砲火
薬店
東白川郡棚倉町大字
関口字豊郷一二五番
地

株式会社菅野
寛商店
相馬市中村字宇多
川町三六番地
同

株式会社菅野寛商店
相馬市小泉字高池四
八六番地
(出納総務課)

福島県告示第百二十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年二月二十日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

売りさばき所の名称
及び所在地

齊藤 正敏
会津若松市城東町
四番一七号

平成二十七年四月一日から
平成二十三年三月三十一日まで

田中屋商店
会津若松市城東町四
番一七号

高橋 久

耶麻郡磐梯町大字
赤枝字宮在家一九
〇番地

同

耶麻郡磐梯町大字赤
枝字宮在家一九〇番
地

福島県猟友会
美里支部 支
部長 齊藤
奎二

同

福島県猟友会美里支
部
大沼郡会津美里町字
外川原甲四三〇四番
地九号

相馬支部 支
部長 阿部
多一

同

福島県猟友会相馬支
部
相馬市中村字大町八
六番地
(出納総務課)

福島県告示第百二十五号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年三月四日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県猟友会
南相馬市原町区泉
原町支部 支
部長 門馬
重徹

平成二十七年四月一日から
平成二十三年三月三十一日まで

福島県猟友会原町支
部
南相馬市原町区北町
二三四番の一
(出納総務課)

福島県告示第百二十六号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年三月十二日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内 堀 雅 雄

売りさばき所の名称

有限会社田村 伊達郡桑折町字上 平成二十七年四月一日から
屋 町四九番地 平成二十三年三月三十一日まで

合資会社出岡 福島市五月町二番 同
商店 四号 合資会社出岡商店
福島市五月町二番四号

橋本 優 二本松市若宮一丁 同
目三二七番地 二本松市若宮一丁目
三二七番地

古山 光二 二本松市本町一丁 同
目二〇九番地 二本松市本町一丁目
二〇九番地

福島県猟友会 伊達郡桑折町大字 同
桑折支部 支 伊達崎字中北沢一
部長 後藤 七番地の一

忠郎 重 福島市渡利字岩根 同
町一六番地の五

一般社団法人 福島市渡利字七社 同
福島県猟友会 宮一〇二番地の一

高橋 正 本宮市字大森一二 同
九番地の一

本宮市仁井田字枡形 同
三九番地一

福島県告示第二百二十七号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六條第一項の規定により、
福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十七年三月十六日次のとおり指定した。

平成二十七年三月二十七日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

福島県猟友会 伊達市梁川町字大 平成二十七年四月一日から
梁川支部 支 町一丁目一番地 平成二十三年三月三十一日まで

福島県知事

内堀 雅雄
売りさばき所の名称
及び所在地

福島県猟友会梁川支
部事務局

部長 城岡 盛夫

伊達市梁川町字大町
一丁目一番地
(出納総務課)

公 告

公告第七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十七年三月二十七日

土地改良区の名称 福島県知事 内堀 雅雄
伊達西根堰土地改良区

退任した役員 伊達郡桑折町大字上郡字五郎内二四番地
役別 氏名 住所

就任した役員 伊達郡桑折町大字伊達崎字道林三〇番地
役別 氏名 住所

(農村計画課)

公告第七十二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第
三百七十二号)第四条及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二百
七十四条の二第四項の規定により、平成二十七年において福島県を発注者として、競
争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当
該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を
締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件(平成
二十五年福島県告示第六百十三号)に基づいて入札参加資格を有すると認定されている
者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成二十七年三月二十七日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項及び第百
六十七條の十一第二項に規定する資格(以下単に「資格」という。)は、次に掲げる
ものとする。

一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされ

ている場合において、これを受けている者であること。
 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成二十八年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。
 第六 申請書等の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四一五二二一七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三三八五四〇 福島県郡山市麓山一丁目一番一号	〇二四一九三五一一四七二
福島県南地方振興局出納室	九六一一〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四八二二三一六五四
福島県会津地方振興局出納室	九六五一八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四二二一九一五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七一〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四一六二一五三五二

福島県相双地方振興局出納室	九七五一〇〇三二 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四四二二六一三〇二
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇一八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四六一二四一六〇四三

第七 資格の審査の結果の通知

資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問い合わせ先
 福島県出納局入札用度課
 （入札用度課）

福島県議会

福島県議会告示第一号

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十七年三月二十七日

福島県議会議長 平出孝朗

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

福島県議会が取り扱う個人情報の保護等に関する規程（平成十八年福島県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附則

この規程は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

福島県収用委員会

(総務課)

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十七日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭弘

福島県収用委員会規則第一号

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号本文中「又は申出」を削り、同号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第二号中「又は申出」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第四条の改正規定（同条第一号ア中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成十六年三月三十日付け号外第三十四号中

一	下	一一	(総療)	(総寮)
---	---	----	------	------